

高鍋町工事成績評定要領

(目的)

第1条 この要領は、高鍋町が発注する工事（以下「工事」という。）の成績評定（以下「評定」という。）に関し必要な事項を定め、厳正かつ的確な評定の実施を図り、もって良質な工事を確保し、請負者の適正な選定及び指導育成に資することを目的とする。

(評定の対象)

第2条 評定の対象は、1件の当初設計金額が130万円以上の工事とする。

(評定の内容)

第3条 評定は、工事の施工状況、目的物の品質等について行うものとする。

2 評定の項目は、次のとおりとする。

- (1) 施工体制
- (2) 施工状況
- (3) 出来形及び出来ばえ
- (4) 高度技術
- (5) 創意工夫
- (6) 社会性等
- (7) 法令遵守等

(検査員)

第4条 検査員は、工事が完了したとき、契約書、設計仕様書その他の関係書類に基づき、当該工事の内容について検査を行い、その工事執行を所管する課長をもって充てる。

(総括監督員)

第5条 総括監督員は、工事の監督総括業務を担当し、主に請負者に対する指示、承諾又は協議の処理、関連工事の調整、また、契約図書に基づく工程の管理、立会い、段階確認、工事材料の試験又は検査の実施で重要なものの処理を行うとともに、主任監督員の指揮監督並びに監督業務の掌理を行う。ただし、当初設計額が1,500万円未満の工事については、主任監督員が兼務するものとする。

(主任監督員)

第6条 主任監督員は、工事の監督業務を担当し、主に請負者に対する指示、承諾又は協議の処理、工事实施のための詳細図等の作成及び交付、又は請負者が作成した図面の承諾を行い、また、契約図書に基づく工程の管理、立会い、段階確認、工事材料の試験又は検査の実施（重要なものを除く。）を行い、設計図書の変更、一時中止又は打ち切りの必要があると認められる場合における総括監督員及び契約担当者等に対する報告を行うとともに、監督業務の掌理を行う。

(評定者)

第7条 工事成績の評定者（以下「評定者」という。）は、第4条から第6条までに規定する者とする。

(評定の方法)

第8条 評価は、工事ごとに行い、評価者が監督又は検査において確認した事項に基づき、的確かつ公正に行うものとする。

2 評価者は、工事成績採点の考査項目の考査項目別運用表（様式第1号、様式第2号及び様式第3号。以下「運用表」という。）に基づく採点を行い、記録するものとする。

3 工事成績の採点は、工事成績採点の配分表（様式第4号）により行うものとする。

4 細目別評定点の算出は、細目別評定点算出表（別表第1）により行うものとする。

5 請負者から運用表考査項目中の「高度技術」、「創意工夫」及び「社会性等」に関して、当該請負者が請け負った工事におけるその実施状況を高度技術・創意工夫・社会性等に関する実施状況通知書（様式第5号）による通知があった場合には、評価者は評価の際、これらを考慮するものとする。

（評価結果の提出）

第9条 検査員は、各評価者の行った評価に基づき、工事成績採点の配分表により工事ごとの総合評価を行い、その結果を遅滞なく工事成績採点表（様式第6号）により町長へ提出するものとする。

（評価結果の審査及び通知）

第10条 町長は、前条の規定による提出があったときは、工事成績採点表の採点が適当であるかどうかを審査し、適当であると認めるときは、当該工事成績採点表による採点が行われた工事の請負者に対して、工事成績評価通知書（様式第7号）により、総合評定点を遅滞なく通知するものとする。

（評価の修正）

第11条 町長は、前条の規定による通知をした後、当該評価を修正する必要があると認めるときは、評価者と協議の上、必要な修正を施し、その結果を、遅滞なく当該修正が行われた工事の請負者に通知するものとする。

2 前項の規定による通知は、前条の規定を準用する。

（説明請求等）

第12条 第10条又は前条第2項の通知を受けた者は、通知の内容に疑問があるときは、通知を受けた日の翌日から起算して10日以内（高鍋町の休日を定める条例（平成2年条例第14号）第2条に規定する休日を除く。以下同じ。）に、工事成績評価に係る説明請求書（様式第8号）により、町長に対して、評価の内容について説明を求めることができる。

2 町長は、前項による説明を求められた場合、説明を求めることができる最終日の翌日から起算して10日以内に、工事成績評価に係る説明書（様式第9号）により説明するものとする。ただし、町長は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、説明までの期間を30日（高鍋町の休日を定める条例（平成2年条例第14号）第2条に規定する休日を除く。）まで延長することができる。この場合、町長は、請求者に対し説明期限の延長について書面により通知しなければならない。

附 則

この訓令は、公表の日から施行する。